

令和8年度

業務改善助成金オンライン説明会

雇用環境・均等室 助成金コーナー

目次

1 賃金引上げの支援策..... P2、3

2 業務改善助成金とは..... P4

3 対象事業者..... P5

4 助成上限額と助成率..... P6

5 引き上げる労働者数の数え方... P7

6 助成対象経費..... P8、9

7 助成金申請の流れ..... P10

8 注意事項..... P11

9 ご案内..... P12

1 賃金引上げの支援策（賃上げ支援助成金パッケージ）

愛媛労働局では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

令和8年度賃上げ支援助成金賃金パッケージ



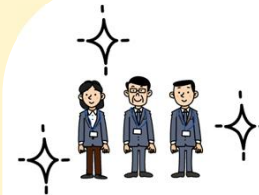
生産性向上
（設備・人への投資等）

- ・ 業務改善助成金
- ・ 働き方改革推進支援助成金
- ・ 人材開発支援助成金
- ・ 人材確保等支援助成金
 - 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース



非正規雇用労働者の
処遇改善

- ・ キャリアアップ助成金
 - 賃金規定等改定コース
 - 正社員化コース



より高い処遇への
労働移動等

- ・ 早期再就職支援等助成金
 - 雇入れ支援コース
 - 中途採用拡大コース
- ・ 産業雇用安定助成金
 - スキルアップ支援コース

1 賃金引上げの支援策（代表的な賃上げ支援助成金の内容）

助成金	概要	
業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。	
働き方改革推進支援助成金	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。	
人材開発支援助成金	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。	
人材確保等支援助成金	人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。	
キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）	非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。	



賃上げ＋設備投資
（中小企業のみ）

労働時間削減等の
取組＋設備投資等
（中小企業のみ）

職業訓練

雇用管理改善の取組

非正規雇用労働者の
賃上げ

2 業務改善助成金とは



事業場内最低賃金の
引き上げ計画

設備投資等の
計画

業務改善助成金の
支給

中小企業

小規模事業者

継続的に最低賃金の引き上げを行いやすい環境整備に向けた支援

3 対象事業者

1

中小企業

みなし大企業（大企業と密接な関係を有する企業）でないこと

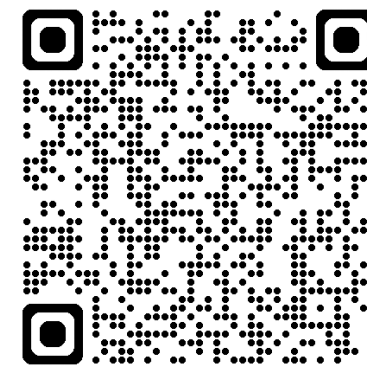
2

不交付事由がないこと（解雇・賃金引下げなど）

3

※事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までであること

詳しい要件は
要綱・要領
リーフレット等にて
確認

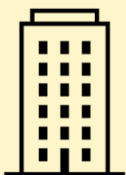


厚生労働省HP

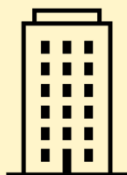
（※事業場内最低賃金…雇入れ後6か月を経過した労働者かつ雇用保険被保険者である者の最も低い時間給）

申請単位

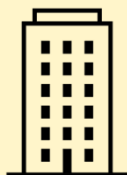
それぞれで申請可能（事業場単位）



事業場 A



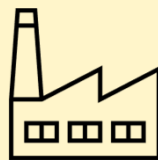
事業場 B



事業場 C



工場 D



工場 E

申請上限額は
事業主単位で
最大600万円

4 助成上限額と助成率

コース	事業場内最低賃金の 引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額		助成率
			右記以外の 事業場	事業場規模 30人未満 の事業場	
50円 コース	50円以上	1人	30万円	40万円	引上げ前の 事業場 最低賃金 1,050円未満 ▼ 4/5 1,050円以上 ▼ 3/4
		2～3人	40万円	70万円	
		4～5人	70万円	70万円	
		6～7人	90万円	90万円	
		8人以上	110万円	110万円	
		10人以上※	130万円	130万円	
70円 コース	70円以上	1人	40万円	50万円	
		2～3人	50万円	100万円	
		4～5人	130万円	130万円	
		6～7人	180万円	180万円	
		8人以上	230万円	230万円	
		10人以上※	300万円	300万円	
90円 コース	90円以上	1人	90万円	100万円	
		2～3人	150万円	240万円	
		4～5人	270万円	270万円	
		6～7人	360万円	360万円	
		8人以上	450万円	450万円	
		10人以上※	600万円	600万円	

■ 特例事業者

1 賃金要件

事業場内最低賃金が
1,050 円未満の事業場

2 物価高騰等要件

物価高騰等要件に該当する場合とは、
原材料費の高騰など社会的・経済
的環境の変化等の外的要因により、
申請前6か月間平均における売上高
総利益率又は売上高営業利益率が、
前年度に比べ3%ポイント以上低下
している事業者をいう。

※10人以上の上限対象区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合のみ対象

5 引き上げる労働者数の数え方

例

事業場内最低賃金1040円→新事業場内最低賃金1090円 50円コース申請の場合

対 象

対 象 外

申請コースと
同額以上の引上げ

申請コース
未滿の引上げ

既に新事業場内
最低賃金以上

+50円

+50円

+30円

+50円

1,040円

1,060円

1,060円

1,090円

事業場内
最低賃金

事業場内
最低賃金

※引き上げる労働者については交付申請時に雇用保険被保険者であること

6 助成対象経費

対 象



- 助成対象事業場における、生産性向上・収益改善に資する設備投資等

対 象 外



- 人材育成・教育訓練経費
- 経費削減のみの目的や不快感の軽減・快適化を目的とした経費等
- 通常の事業活動に伴う経費や広告宣伝費、建築物構築に関する経費、法令上義務付けられている事業等

物価高騰等要件に
該当する



特例事業者

助成対象となる経費が拡充

- PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

—令和8年度より対象外—
特殊用途自動車を除く乗車定員
7人以上又は車両本体価格200万円
以下の自動車、貨物自動車

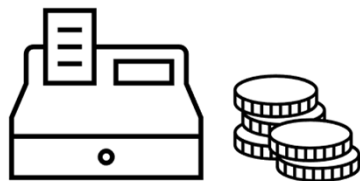
6 助成対象経費

設備投資の例（※助成額、助成率はケースによって異なります）

自動精算機

設備費用	2,148,000円
助成額	1,718,000円
助成率	4/5

会計・精算作業のDX化



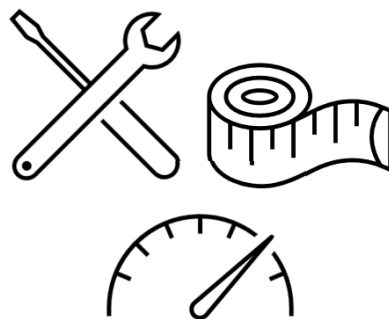
- 会計処理の自動化
 - ▶ 現金精算作業が不要
利用者の会計時間短縮
- 入出金の自動記録
 - ▶ 現金過不足がなくなり、現金集計作業が不要

精算作業時間削減
1時間/1日→0時間

複数同時二つ折り装置

設備費用	968,000円
助成額	774,000円
助成率	4/5

業種に合わせた特注装置



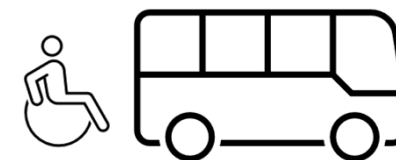
- 自社製品に合わせた特注装置にて加工作業を実施
 - ▶ 作業工程簡素化による所要時間減少

加工所用時間短縮
66時間/1カ月→33時間/1か月

福祉車両

設備費用	3,598,360円
助成額	2,878,000円
助成率	4/5

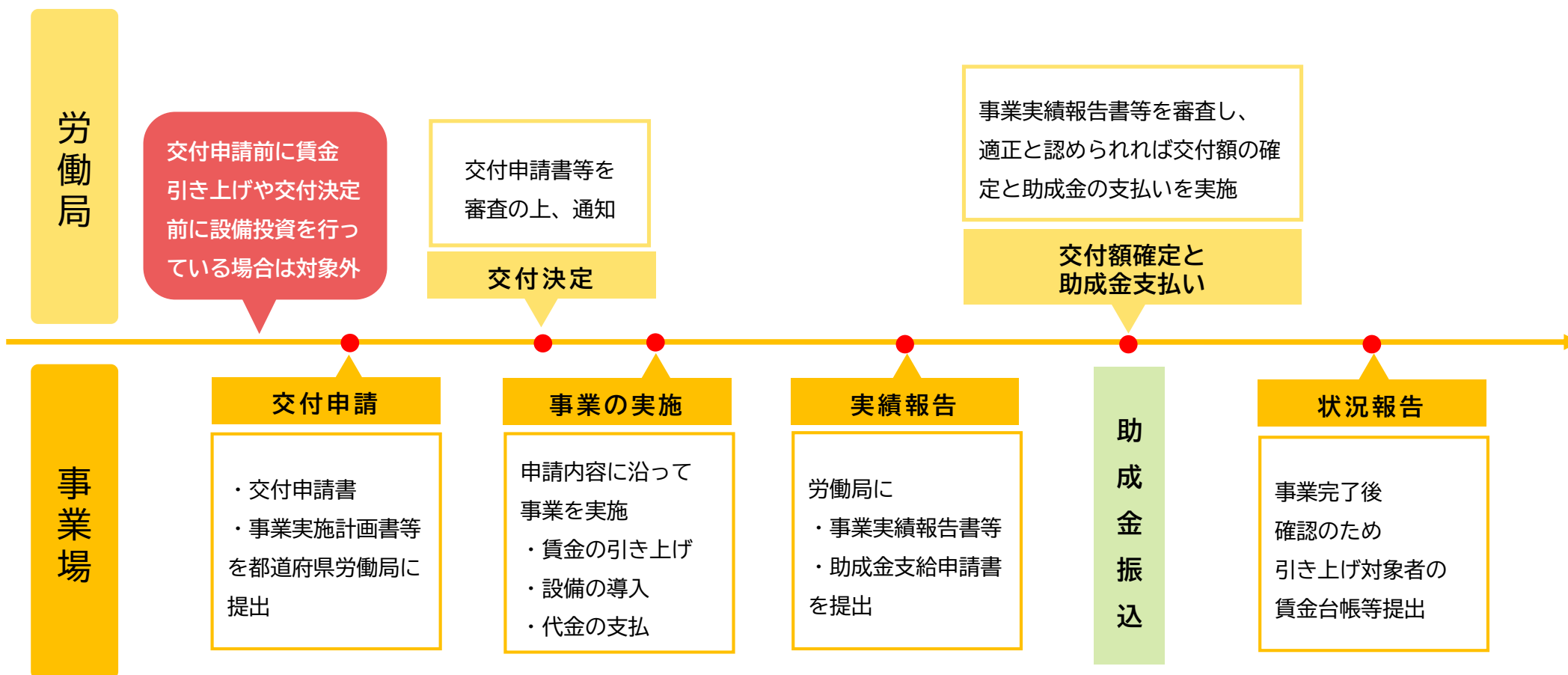
スロープ付き福祉車両の導入



- 複数台での送迎業務を実施
 - ▶ ルート分担による送迎時間の短縮による作業効率化
- スロープ付き車両増加
 - ▶ 職員の身体的負担の軽減によるサービスの質の向上

送迎時間の短縮
120分/1回→60分/1回

7 助成金申請の流れ



提出期限を超過する場合は、交付決定もしくは支給決定とならない場合がございますので、書類は速やかにご提出ください。

必要に応じて
各種書類の提出が必要

- 助成対象経費の変更や事業完了日の変更の場合：事業計画変更申請書
- 交付要件を満たせなくなった場合：事業廃止承認申請書
- 申請を取り下げる場合：任意の取り下げ書

8 注意事項

申請方法、書類、期限について

申請方法

申請様式

厚生労働省のHPよりダウンロード

申請方法

持参・郵送・電子申請



期限厳守

厚生労働省HP



必要書類

要確認

- ・要綱・要領, Q & A, 申請マニュアル, 留意事項等
- ・愛媛労働局作成の交付申請前チェックリスト

必要書類がすべてそろい次第受理いたします。

愛媛労働局HP



申請期間

令和8年9月1日～

愛媛県の地域別最低賃金発効日の前日
又は
令和8年11月30日のいずれか早い日まで

賃金引上げ期間

令和8年9月1日～

愛媛県地域別最低賃金発効日の前日

事業完了期限

令和9年1月31日まで



例年に比べ交付申請受付期間が短いことから、申請が集中する可能性がございます。

必要書類が揃っていない場合、申請書類一式を返戻させていただきますので、**提出期限間際を避け、余裕をもった準備・申請にご協力ください。**

9 ご案内

事前相談会



申請を予定されており、**申請書等の作成を進めている事業主の方向け**に、事前相談会を開催しております。

- 相談内容… 9月以降の申請を円滑に進めるため、申請書の記載内容や添付書類について不備等がないか事前に確認させていただきます。

必ず記載済の申請書及びその他添付資料をご持参ください。

- 開催日時… 令和8年8月3日～8月31日(土日祝除く) 9:30～11:30、13:00～16:00(1回30分)

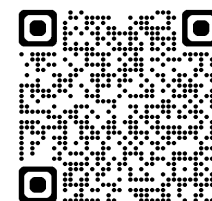
- 開催場所… 愛媛労働局 雇用環境・均等室 助成金コーナー(〒790-8538 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F)

① 注意事項

※**事前予約制**となります。予約される際は必ず助成金コーナー【☎ 089-918-0011】までご連絡ください。

※申請書等の代理記入や導入機器等の具体的な提案等の対応はいたしかねます。

※審査及び交付決定の承認はできませんのでご了承ください。



詳細は愛媛労働局
HPにてチェック

申
請
先

愛媛労働局 雇用環境・均等室
5階 助成金コーナー
〒790-8538 松山市若草町4-3

☎ 089-918-0011

無
料
相
談

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 4階

☎ 0120-005-262

愛媛県よろず支援拠点

〒791-1101 松山市久米窪田町487-2

☎ 089-960-1131

公式HP



公式HP

